

都区財政調整制度について

東京都と特別区との間には、「都区制度」という大都市制度が適用されており、行政上の特例や、それに伴う税制上の特例が、地方自治法及び地方税法等の法令に定められている。このような都区制度の適用を前提として、都区財政調整制度が定められている。

1 都区財政調整制度の概要

(1) 行政上の特例（大都市事務）

都は、特別区の存する区域において、府県事務のほか、本来は市町村が行う事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、一体的に実施する必要がある事務（大都市事務）を行っている。（例：上下水道、消防等）

(2) 税制上の特例

特別区の存する区域において、都は、普通税として、道府県税のほか、市町村税である固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の三税（これらを「調整税」※という。）を賦課徴収している。

〔※ 平成12年度より当分の間、「調整税」に「交付金調整額」及び「たばこ税調整額」を合算することとされ、「調整税等」としている。〕

(3) 特別区財政調整交付金

特別区の存する区域には、上記のような行政上・税制上の特例があるほか、特別区相互間における税源の著しい偏在や昼夜間人口の格差という地域特性がある。

これらを踏まえ、都は、都区間の財源配分と特別区相互間の財源調整のため、都が賦課徴収している市町村税等のうち、調整税等の一定割合を財源として、特別区財政調整交付金を特別区に交付している。

2 特別区財政調整交付金の概要

(1) 目的

都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保すること。

(2) 性格

調整税等の一定割合は特別区の固有財源的性格を有するものであり、各区に交付された交付金は各区の一般財源となる。

(3) 交付金の総額

調整税等の収入額の合算額×55%＝交付金の総額
（45%は都が行う大都市事務の財源となる。）

(4) 交付金の種類

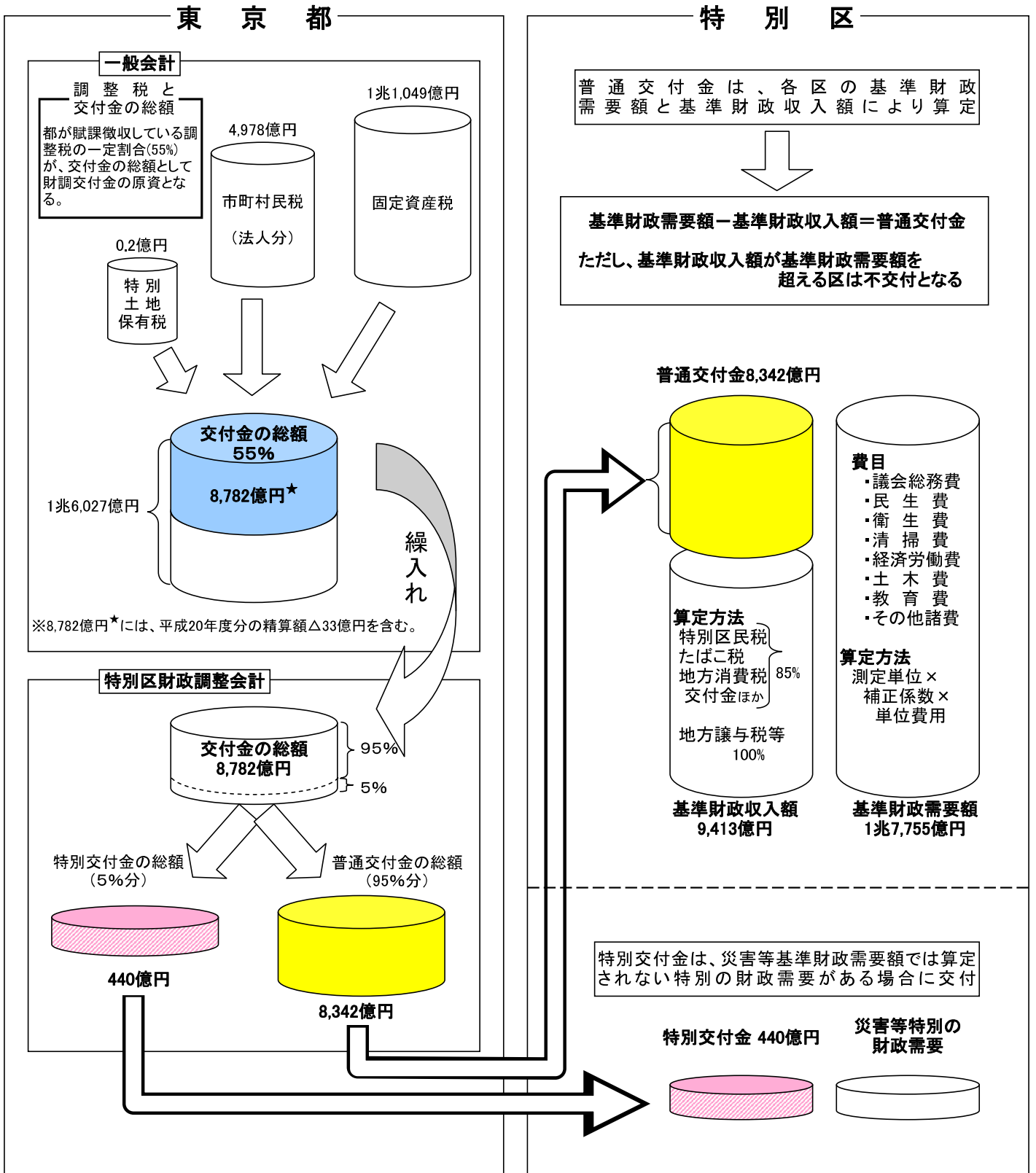
交付金には、普通交付金と特別交付金の2種類があり、交付金の総額に占める割合は、普通交付金：特別交付金＝95：5である。

(5) 普通交付金の算定

区別に基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、需要額が収入額を超える区に対し、その超える額を普通交付金として交付する。（特別交付金は災害等、特別の財政需要に対し交付）

都区財政調整制度の基本的仕組み

参考



※ 図中の数値は、平成22年度フレームに基づく数値である。

※ 区別算定の結果、各区の普通交付金の合計額が普通交付金の総額を超える場合は、総額に見合うよう各区の基準財政需要額を割落す。